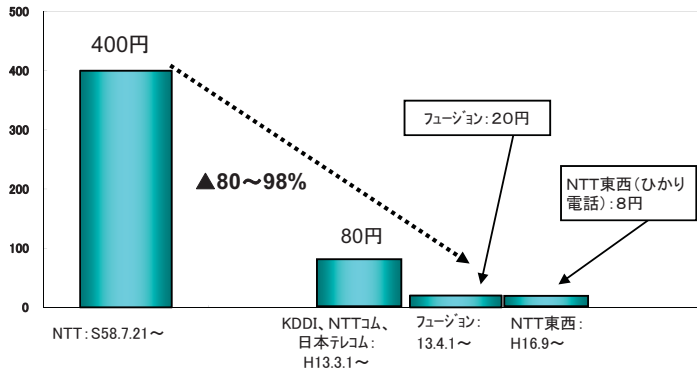


①市外通話(東京-大阪間)

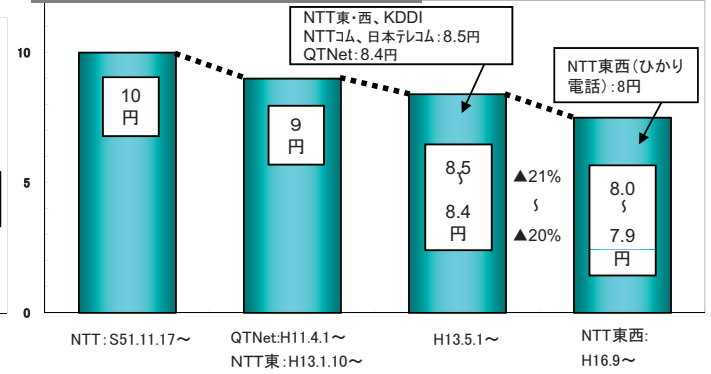
(平日昼間3分間、税抜き額)



②市内通話

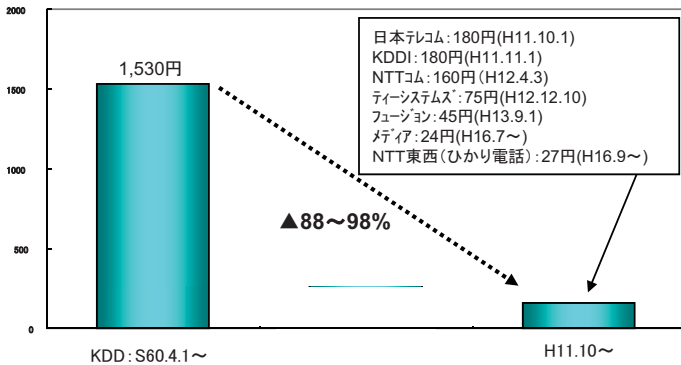
(H20. 4. 1現在)

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

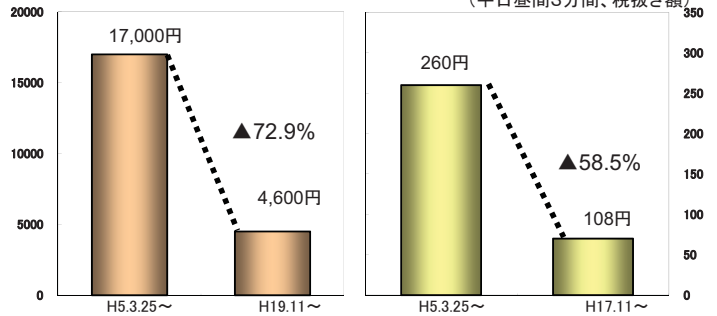


④携帯電話(800MHzデジタル方式)(NTTドコモの場合)

【基本料】

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



(注)基本料、通話料はタイプS

【出典：第73回 (H18. 9. 26) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

1-12 多様化する料金体系

■通信量によらない料金体系 (従量制⇒定額制)

- 2001年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 2001年 有線ブロードネットワーク FTTHで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 2005年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)
- 2007年 NTTドコモ PC向けパケット定額プラン開始(送受信最大64kbps:4,200円/月、受信最大3.6Mbps:50万パケットまで4,200円/月 等)
- 2007年 au PC向けパケット定額プラン開始(受信最大3.1Mbps:7万2千パケットを超えた時点から定額(5,985円/月 等))
- 2008年 イー・モバイル 携帯電話で定額制プラン開始(1,980円/月【イー・モバイル間通話・ショートメッセージ(自社サービスエリア内)])

■無料とする料金体系 (従量制⇒無料化)

- 2006年 ソフトバンクモバイル 特定の料金プランへの加入を条件としてソフトバンク携帯電話同士の国内通話を夜間(21時~1時)を除き無料
- 2007年 ソフトバンクモバイル 特定の料金プランへの加入を条件として家族(ソフトバンク端末)への国内通話を終日無料
- 2008年 au 契約期間のある割引サービスへの加入を条件として家族(au端末)への国内通話を終日無料
- 2008年 NTTドコモ 契約期間のある割引サービスへの加入を条件として家族(ドコモ端末)への国内通話を終日無料
- 2008年 KDDI 所定の条件を満たすことにより、自宅のKDDI固定電話からau携帯電話・KDDI固定電話への国内通話料及びau携帯電話から自宅(KDDI固定電話)への国内通話料を終日無料
- 2008年 ソフトバンクモバイル・ソフトバンクBB 特定の料金プランへの加入等を条件として、ソフトバンクBBの050電話を使うIP電話とソフトバンク携帯電話間の通話が24時間無料

■距離によらない料金体系 (距離区分⇒全国一律)

- 2001年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 2003年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 2004年 NTT-COM 中継電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)
- 2005年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 2005年 KDDI 新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

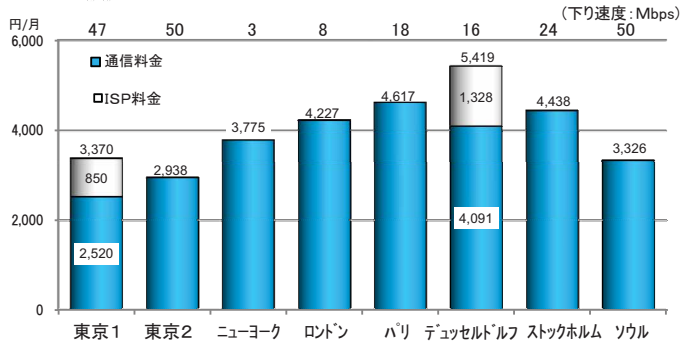
■サービス区分によらない料金体系 (役務別料金⇒セット料金)

- 2000年 NTTドコモ、2001年 au、J-フォン(当時)
携帯電話のプラン料金に含まれる無料通話分を通話のみならずパケット通信にも適用(3,900円/月(うち無料通話料1,100円:ドコモおはなしプラスMの例))
- 2003年 KDDI 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始(3サービス込みで7,297円/月+通話料)

【出典：第67回 (H17. 12. 5) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

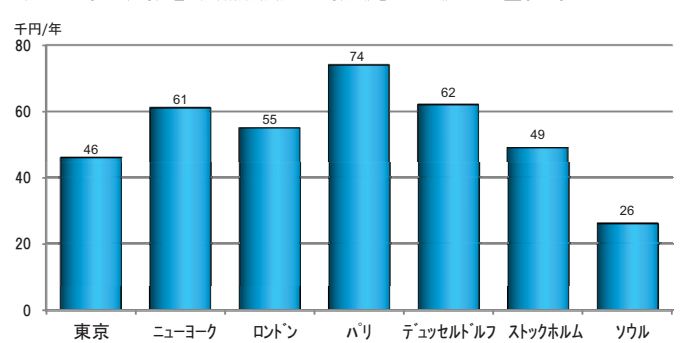
東京のブロードバンド(DSL)料金は諸外国の都市(ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ストックホルム、ソウル)と比べて低廉な水準にあり、固定電話料金及び携帯電話料金は概ね平均的な水準にある。

DSL料金



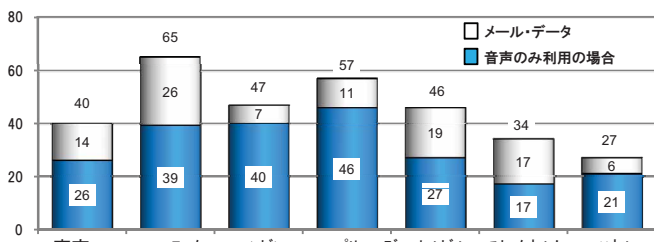
注1: 1ヶ月間常時接続した場合の料金(モデムリース料金除く)で比較
 注2: 東京1は、NTT東日本フレッツADSLモアⅢ+NTTぷららフレッツ・ADSLセット
 注3: 東京2は、ソフトバンクBBのYahoo! BB ADSL 50M

住宅用固定電話料金(割引プラン適用)



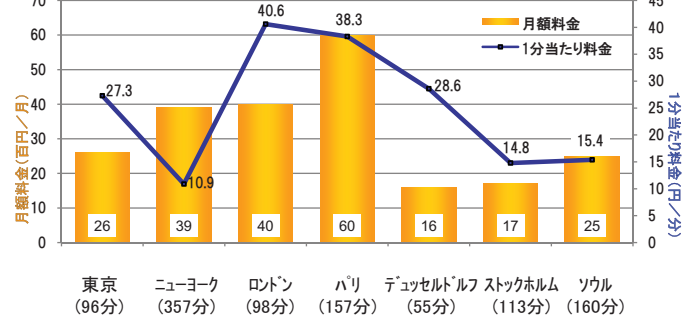
※1日平均 市内:約2回 計8分、市外:約0.5回 計3分、携帯着:約0.8回 計1.5分通話した場合の年間料金で比較

携帯電話料金



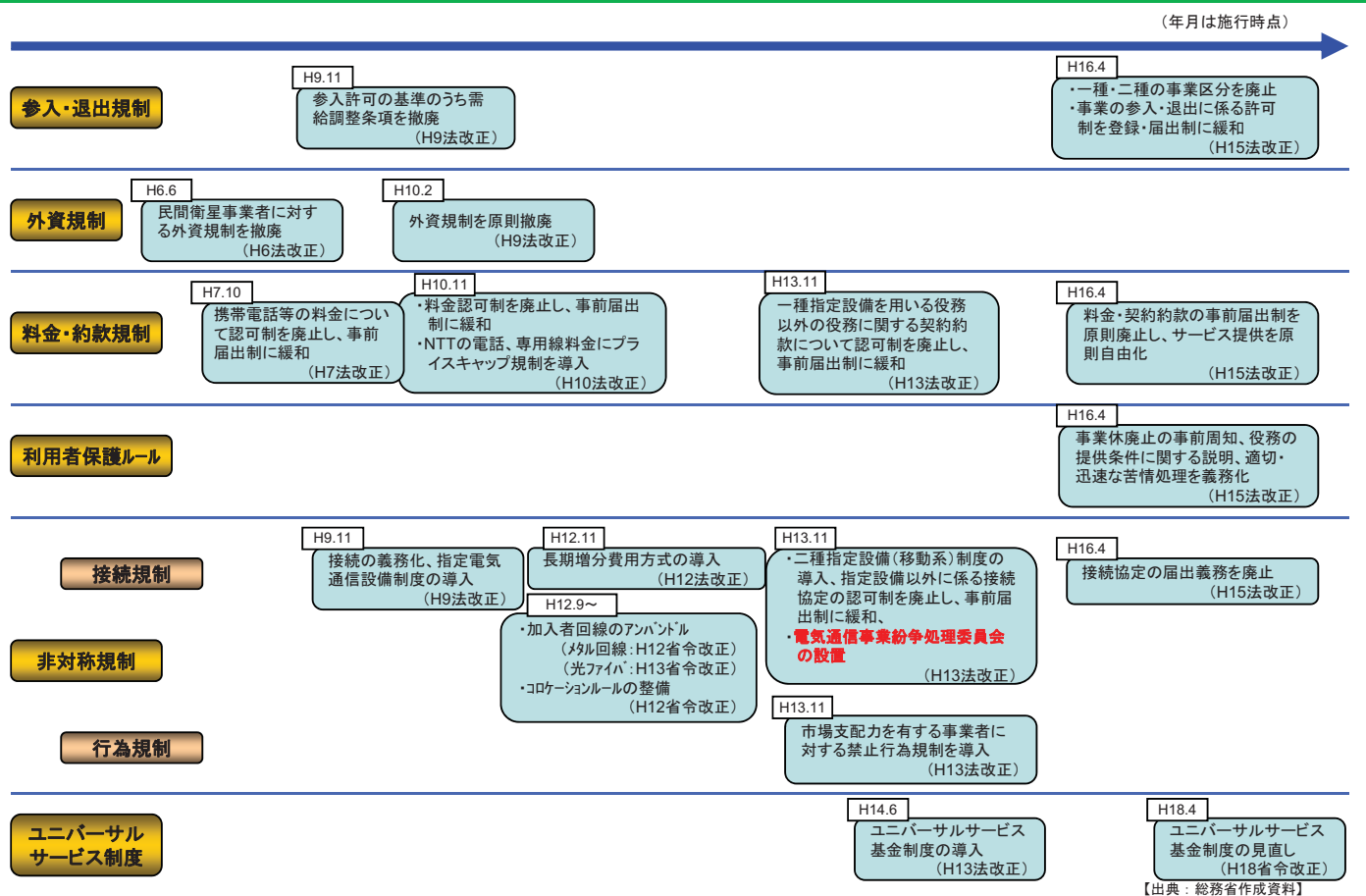
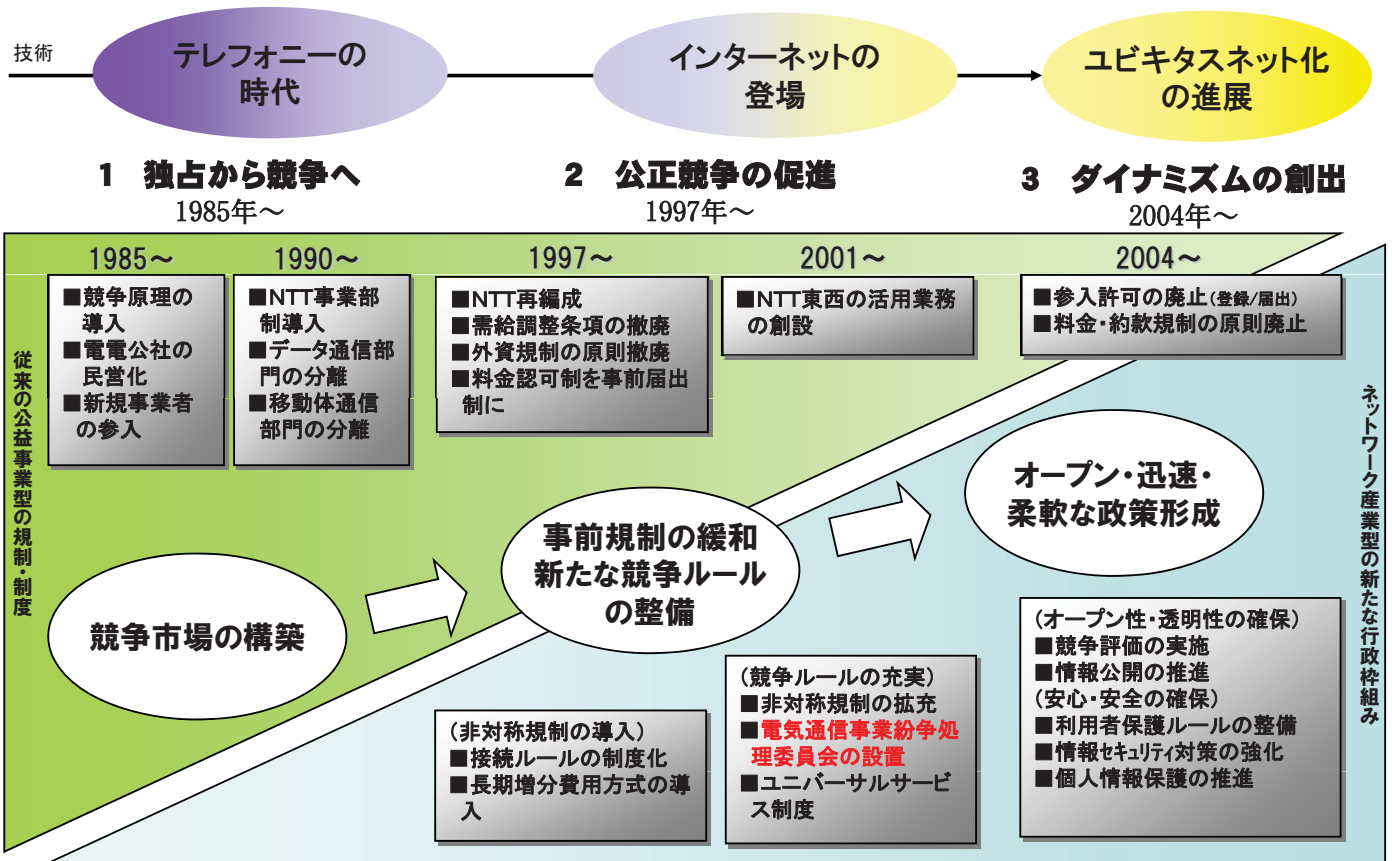
※音声:月96分、メール:月100通、データ:月16,000パケットを利用した場合の月間料金で比較

【参考】各国における平均的な利用分数による携帯電話料金比較



※各国における1契約当たりの月間平均利用分数を利用した場合に要する最も低廉な料金で比較
 【出典: 総務省報道資料 (H20.8.1) をもとに作成】

2 電気通信事業に関する規律



		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電 気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制	【参入】	届出 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録)	
	【退出】	事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間を置いて周知が必要)	
【外資規制】		なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制	原則として自由	【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	
		【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出	
		【特定電気通信役務(※2)】 プライスカップ規制(上限価格規制)	
利用者保護	事業休止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等
ユニバーサルサービス制度	【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話基本料、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務：NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレッツ、フレッツISDN、オフトーク等
(※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務：NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)、専用線専用料

【出典：総務省作成資料】

2-4 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備(固定系)	第二種指定電気通信設備(移動系)
対象設備	不可欠設備として指定された 固定通信用の電気通信設備 加入者回線及びこれと一体として 設置される電気通信設備	不可欠性はないが、(電波の有限性により 物理的に更なる参入が困難となる)移動体 通信市場において、相対的に多数の加入者 を収容している設備 基地局回線及び移動体通信を提供するため に設置される電気通信設備
指定要件	都道府県ごと、 占有率が50%を超える加入者回線を有すること 各都道府県でNTT東西を指定	業務区域ごと、 占有率が25%を超える端末設備を有すること NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー
サービス規制	指定電気通信役務：保障契約約款 (特定電気通信役務：プライスカップ規制)	
接続関連規制	接続約款の認可 接続料の算定方法などについて法定要件あり 接続会計の整理	接続約款の届出
行為規制	■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い ■ 特定関係事業者(NTTコム)との間のファイアウォール	[収益ベースのシェアが25%を超える場合に指定]NTTドコモ ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

【出典：総務省作成資料をもとに作成】